

地域障害者職業センター（労働省所管）における 社会福祉法人等及び小規模作業所との連携による 職域開発援助事業の実施について

平成11年9月24日 障障第31号、障精第50号

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長・厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長

今般、日本障害者雇用促進協会（地域障害者職業センター）が行う「小規模作業所との連携による職域開発援助事業」について、この事業のうち「職業面の生活支援の委託先」が従来の小規模作業所に加え、平成11年10月1日から授産施設及び更生施設等を運営する社会福祉法人、医療法人及び財団法人等に拡充されることとなり、その運用について別添「地域障害者職業センターにおける社会福祉法人等及び小規模作業所との連携による職域開発援助事業の実施について」（平成11年9月24日障対発第58号）により労働省職業安定局高齢・障害者対策部障害者雇用対策課長から各都道府県労働主管部（局）長あて通知されたところであります。

ついては、労働主管部（局）との連携を図るとともに、福祉施設と労働施策が相俟って障害者の就労支援が図られるよう、貴管下関係機関及び社会福祉法人等への周知方お願いします。

なお、当該事業の委託を受ける場合に当たっての指導、助言等については、地域障害者職業センターから受けることとなりますが、下記の事項に留意の上、障害者本人の職業自立に向けたニーズに応え、もって円滑な就職の促進に努められるようご配慮願います。

記

1 職域開発援助事業の受託について

当該事業の活用を希望する社会福祉法人等においては、地域障害者職業センター所長から委託先法人として選定される必要があること。

また、当該事業の実施に当たっては、事前に地域障害者職業センターが開催する連絡会議において、社会福祉法人等及び関係公共職業安定所との打ち合わせが行われ、その後のケース会議により総合的な検討がなされ、当該事業の対象者が選定されることとなる。

ついては、当該社会福祉法人等が、当該事業の受託を希望する場合には、その旨、地域障害者職業センターへ申し込まれたい。

なお、障害者雇用支援センターの支援を受けている者は、地域障害者職業センターから派遣されるパートナーの支援を受けることとなるので留意されたい。

2 職域開発援助事業の具体的な流れ

職域開発援助事業の具体的な流れは、別紙を参照のこと。

3 事業委託を受けた場合の保険の加入について

職業面の生活支援に伴って発生した事散により、事業主が被った損害等については、地域障害者職業センターの指導に重大な過失がない限り、当該社会福祉法人等の責任となる場合があることから、損害保険等に加入することが望ましいこと。

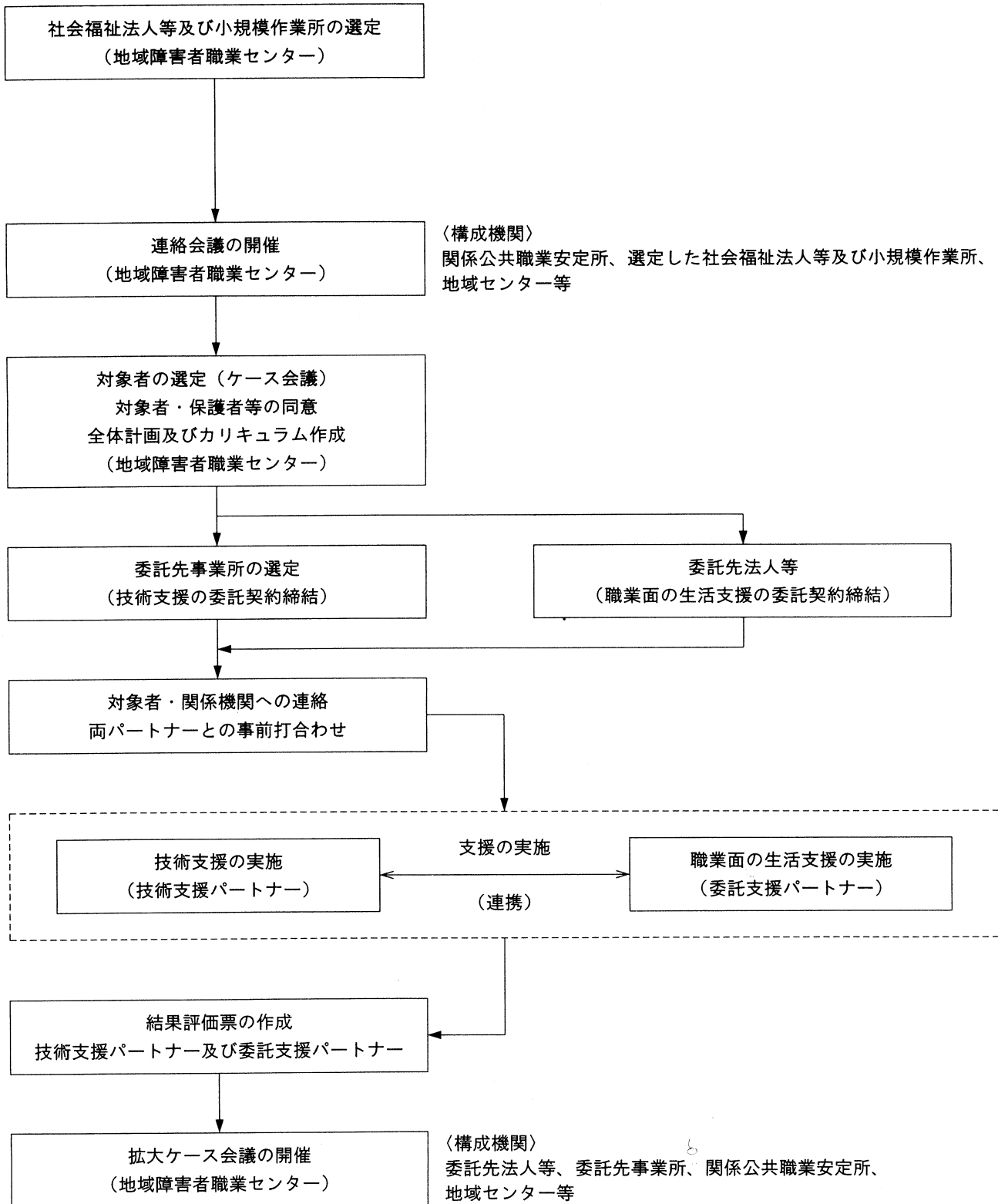
なお、当該保険料については、委託料からの支出は差し支えないとされていること。

4 会計の区分処理について

当該事業の委託を社会福祉法人が受けた場合には、社会福祉事業法第25条第2項の規定に基づき、当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し経理すること。

(別紙1)

社会福祉法人等及び小規模作業所との連携による職域開発援助事業の流れ



（別紙2）

職域開発援助事業でのケース会議

1 ケース会議

（1）ケース会議とは

ケース会議とは、地域障害者職業センターの所長、主任障害者職業カウンセラー、相談者の面接・調査や各種検査等の職業評価を実施したカウンセラー及び職域開発援助事業担当カウンセラーを構成員とし、相談者の職業リハビリテーション計画の策定の際に実施する検討会議である。

（2）職域開発援助事業でのケース会議の位置づけ

イ ケース会議の目的

対象者として適切か否か選定することを目的とする。

ロ 主要な構成メンバー

地域障害者職業センターの所長、主任カウンセラー、職業評価担当カウンセラー及び職域開発援助事業担当カウンセラー

2 拡大ケース会議

（1）拡大ケース会議とは

拡大ケース会議とは、地域障害者職業センターが、公共職業安定所、福祉・医療機関等関係機関を参集し、対象者について持ち得た情報を共有し、共通理解の基に一貫した指導を行うことで効果的な職業リハビリテーションサービスの実施を可能にするための検討会議のことである。

（2）職域開発援助事業での拡大ケース会議の位置づけ

イ 拡大ケース会議の目的

支援実施中の拡大ケース会議の目的

対象者の支援計画に基づいた進捗状況や目標達成度について関係者が共通理解し、これまでの支援内容を省みることから、必要とされる新たな支援方法等の計画や体制を決定することを目的としている。

支援終了後の拡大ケース会議の目的

対象者の職域開発援助事業終了後の指導方針を決定し、フォローアップの体制（関係機関等の役割分担）、期間、カリキュラム作成、支援方法等について具体的に検討することを目的とする。

ロ 主要な構成メンバー

委託先事業所（技術支援パートナー）

委託先法人（委託支援パートナー）

地域障害者職業センター伸張、主任障害者職業カウンセラー、職域開発援助事業担当カウンセラー）

公共職業安定所（担当官）

その他の関係機関（支援対象者を取りまく福祉・医療機関等の担当者）

3 実施主体

ケース会議及び拡大ケース会議の実施主体は、いずれも地域障害者職業センターである。